

Tohoku University Cooperative Laboratory Study Program (COLABS-Outbound) 2017-2018
 東北大学自然科学系短期共同研究留学生留学プログラム(COLABS)派遣
 平成29年度 留学生募集要項

I. 募集内容

大学間あるいは部局間の学生交流協定に基づく自然科学系短期共同研究留学生留学プログラム(COLABS)(以下、「本プログラム」という。)の平成 29 年度留学学生を下記により募集します。

なお、本プログラムによる派遣学生には選考のうえ、原則として独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)の海外留学支援制度(協定派遣)奨学金(派遣先国・地域により月額 6～10 万円)を支給します。

1. プログラム概要

(1) 留学先大学

原則として、東北大学との間に大学間又は部局間交流協定を締結し、授業料不徴収による学生交流の規定がある機関とする。

➤ 協定校一覧: <http://ie.bureau.tohoku.ac.jp/partners>

留学先大学の決定に際しては、東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と、研究計画(具体的な研究テーマの設定とすすめ方、スケジュール等)や留学希望大学での在籍身分、留学中の居住先等について事前に綿密な打合せを行ってください。

(2) 留学期間

平成 29 年度中に留学開始し、10 日～1 年以内 ※期間により条件等が異なる(下表参照)

タイプ		セメスター型	集中型	ワークショップ型
留学期間		1 学期相当(最短 3 ヶ月) ～1 年以内※ ¹	32 日以上 3 ヶ月以内	10 日以上 31 日以内
修了要件 ※ ²	研修	1 セメスターあたり 30ECTS※ ³ 相当	12ECTS※ ³ 相当	4ECTS※ ³ 相当
	研究報告書	A4 版 30～40 頁(英文)	A4 版 5 頁程度(英文)	A4 版 3 頁程度(英文)
	研修発表会	口頭発表	ポスター発表	ポスター発表
	単位認定	本プログラムによる研修について所属部局で単位認定されること※ ⁴		
募集人数		16 名	30 名	35 名
JASSO 奨学金	奨学金枠	12 名	23 名	28 名
	支給上限	12 ヶ月分	3 ヶ月分	1 ヶ月分

※¹ 原則として、平成 29 年夏・秋以降で留学希望大学の学年暦と一致します。

※² 修了要件を満たすことができなかった場合、JASSO 奨学金の返納を求める場合があります。

※³ ECTS = European Credit Transfer System(欧州単位互換制度)。1ECTS=25 時間の修学・研修に相当

※⁴ 本プログラムにおいては、認定される単位数について定めを設けません(単位数の多寡に関わらず認定されれば、要件を満たしたものとします。また「修士研修」の一部に含める等の取扱いでも構いません)。一方で、自身の所属部局における単位認定の定めについては、教務担当教員等に必ず確認してください。

2. 応募から出発までのスケジュール

【例①:「セメスター型」にて平成30年1月留学開始の場合】

～H29年4月	東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と打合せ 学術交流協定に基づく受入れとなるか等について留学生課に確認
H29年5月上旬	所属部局担当係に応募連絡
H29年5月下旬	所属部局担当係に応募書類提出→留学生課へ提出→書類選考
H29年6月上～中旬	面接選考
H29年6月下旬	学内選考合格者決定→留学希望大学への申請→受入許可書の受領(留学の決定)
H29年12月	留学前オリエンテーション
H30年1月	出発

※ セメスター型応募者は、原則として、留学希望大学の夏・秋以降の学年暦にあわせ留学開始を平成29年9月以降としてください。また、留学希望大学の申請期限を確認の上、早めの応募書類提出を行ってください。

【例②:「集中型」または「ワークショップ型」にて平成29年7月留学開始の場合】

～H29年3月上旬	東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と打合せ
H29年3月中旬	所属部局担当係に応募連絡
H29年3月下旬	所属部局担当係に応募書類提出→留学生課へ提出→書類選考
H29年4月上～中旬	面接選考
H29年4月下旬	学内選考合格者決定→受け入れ指導教員等に、渡航前に必要な手続きを確認
H29年6月	留学前オリエンテーション
H29年7月	出発

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 本学の下記の研究科に所属する博士課程前期及び後期の課程の大学院学生又は本学学部学生で以下の研究科に進学予定(留学時には大学院進学が決定していること)の者。

※6年制課程の学部については、留学時に大学院進学が決定しない5年次以上の学部学生を含む。

対象研究科:

理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科

- (2) 専門分野に関し、留学先大学において研究を行い、高等教育を受けるに十分な英語能力と健康状態を有し、留学による単位を取得できる見込みのある者。
- (3) 上記のプログラム修了要件を満たすとともに、留学期間終了後、本学に戻り学業を継続し、当該課程を修了できる見込みのある者。

2. 応募前の確認事項

- (1) 留学先大学における指導教員へのコンタクト

留学先大学における指導教員へ連絡し、受入についての承諾を得てください(東北大学留学生課が指導教員の手配や問い合わせ等を行うことはできません)。

(2) 学術交流協定に基づく受け入れとなることの確認 ※セメスター型のみ

留学希望大学において、東北本学との学術交流協定に基づく受け入れとなることを確認してください。

※確認できない場合は、JASSO 奨学金の支給対象外となります。

▶ 大学間学術交流協定校への留学を希望する場合

下記の注意点に留意した上、早めに留学生課までお問い合わせください。留学生課から、留学希望大学担当者へ問い合わせを行います。なお、問い合わせいただく際に、留学希望大学における指導教員からの受入承諾書を受領済みである場合は、その旨をお知らせください。留学希望大学担当者からの回答が得られ次第、そのメールを留学生課から応募者に転送いたします。このメールは応募書類の一つとして提出いただきますので、保管するようにご注意ください。

【大学間協定校に「セメスター型」での留学を希望する場合の注意点】

本プログラム学内選考に合格した後、原則「交換留学生」として留学希望大学に申請する必要があります。本学より各協定校に交換留学生として派遣可能な数には限りがあり、平成 28 及び 29 年度の「大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学候補者募集」の結果、派遣予定者数が派遣可能数に達した協定校には留学出来ません。

また、交換留学生として希望大学に申請する場合、留学希望大学の設定する申請期限までに申請手続きを終える必要があります。多くの大学において、通常は各学年暦開始月の 5～7 ヶ月程度前に設定されているため、本プログラムへの学内申請は、その申請期限より遅くともさらに 2 ヶ月前に行う必要があります。

なお、留学希望大学が語学条件を設定している場合、留学希望大学への申請時までにはその条件を満たしている必要があります。

▶ 部局間学術交流協定校への留学を希望する場合

部局間協定校の担当部署への問い合わせについては、所属部局の担当者にご相談ください。

III. 応募方法

1. 応募書類の提出

(1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 留学生候補者調書	所定	
② 指導教員等の推薦状 ※1	任意	指導教員等の署名(又は記名押印)が必要。
③ 学業成績証明書 (大学入学以降の成績証明書)	-	大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。
④ 学業成績評価係数計算表	所定	
⑤ 語学能力証明書の写し	-	
⑥ 受入承諾書の写し	任意	以下の点が記載されていること。 ■ 受入教員の氏名、職名、所属(機関・部署) ■ 申請者氏名 ■ 受入期間(年月日)
⑦ 学術交流協定にもとづく受入となる ことが確認できる文書	任意	※セメスター型応募者のみ。
⑧ COLABS 留学プログラム誓約書	所定	2 部作成し、1 部を提出し、もう 1 部は各自保管しておくこと。

※1 学位取得の見込み、及び英語能力についての記載を含む。なお、学位取得の見込みについては、具体的な研究テ

マの設定とすすめ方を留学先の研究室と事前打ち合わせをした状況を考慮した内容を含めること。6年生課程の学部5年次以上の学部学生で、留学時に大学院進学が決定しない者については、「留学先で研究活動に従事するために十分な研究遂行能力を有すること」を推薦状に記載してください。

〔様式ダウンロード〕

上表中の所定様式は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成のこと。

➤ <http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/graduate/colabs/application/>

〔提出書類作成上の留意事項〕

- 提出書類は全て A4 判に統一すること。
- 提出書類一式の原本 1 部 (ホッチキス止めしない) 及び写し 3 部 (ホッチキス止めする) の計 **4 部** を提出すること。

(2) 応募書類提出方法

所属部局担当係(学部・研究科の教務係又は学科・専攻事務室)まで応募書類を提出してください。

(3) 応募書類提出期限

必ず、所属部局担当係に確認してください。

IV. 選考・結果通知

1. 一次選考：書類選考

留学・研究計画、大学入学以降の学業成績、語学能力等を総合的に評価します。

2. 二次選考：面接選考

研究テーマ(研究概要)についての理解度や語学能力等を総合的に評価します。

第二次選考日時は、第一次選考に合格した者に別途通知します。

3. 学内選考の結果通知

第二次選考の終了後、所属部局を通じて結果を通知します。

V. 留学経費等

1. 経費負担

留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とします。

2. 授業料

セメスター型で大学間又は部局間交流協定校への留学を希望する場合：

授業料不徴収条項に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されません(一部の協定校を除く)。

上記以外の場合：

留学先大学への授業料が不要であることを、受入教員等を通じて応募者本人が確認する必要があります。

※いずれの場合においても、本学の授業料は納付する必要があるので、留意してください。

3. 奨学金

日本学生支援機構海外留学支援制度による奨学金

- (1) 本プログラムによる留学候補者に選考され、かつ JASSO の定める受給条件を満たしている者には、日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)による、海外留学奨学金を支給します。

奨学金	月額 6～10 万円(留学地域により異なる)
対象者 (①、②双方を満たすこと)	①日本国籍を有する者または日本の永住資格を有する者で、学業、人物ともに特に優秀である者。 ②原則として、前年度の成績評価係数が 2.30 以上の者。 ※前年度の成績評価係数が 2.0 以上 2.30 未満の場合又は前年度の成績が判明していない等により、成績評価係数で表すことができない場合も、奨学金支給対象者として認められる可能性があります。

- (2) 支給回数は派遣期間により異なります。派遣期間中の各月に係る奨学金支給の有無については、以下の基準により判断します。

①留学期間が14日以上の場合
(a)派遣日数が8日以上のある月→支給対象とする
(b)派遣日数が8日未満の月→支給対象としない
②留学期間が14日未満の場合
(a)派遣月数が1ヶ月の場合→当該月分を支給する
(b)派遣月数が2ヶ月の場合→支援開始月分のみ支給する
※①-(a)の場合であっても、本要項1頁目の表にある各タイプ毎に設定された支給上限を超えた支給は出来ません。支給対象月数が支給上限を超えないように留学期間を設定してください。

- (3) 他の団体等から奨学金等を受給している場合、JASSO 奨学金の定めにより以下の者は受給することができません。
- 日本学術振興会特別研究員
 - リーディング大学院奨励金受給者
 - トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム採用者
- また、本プログラムへの応募に際しては、必ず、受給中の奨学金等のルールを確認してください。

4. 海外旅行保険

留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するために、必ず、「治療・救援費用」が 3,000 万円以上かつ出発日から帰国日までを保険期間に含める海外旅行保険に加入してください。この要件を満たす保険として「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」(以下、「付帯海学」という。)があり、本プログラム参加者は原則加入となります。なお、保険料は留学生本人の自己負担とします。

VI. その他

1. 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は留学できません。

- ① 留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき
- ② 留学希望大学等への応募書類の提出の段階で応募資格を満たす見込みがないとき
- ③ 健康を害し、留学先での修学に困難があるとき
- ④ 留学希望大学等の募集人員が減ったとき
- ⑤ 誓約書【応募書類⑧】に記載された事項を守れないとき
- ⑥ その他、留学が適当でないと認めるとき

2. 留学希望大学等における専攻や研究室等

原則として本学の指導及び本人の希望によりますが、留学希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。応募にあたって、具体的な研究テーマの設定とすすめ方を、留学先の研究室と事前に打ち合わせておく必要があります。

3. 入学手続き及び渡航手続き等

- (1) 本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。
- (2) 留学希望国・地域又は機関等によっては、ビザの取得や留学申請等に時間を要することから、希望どおりの留学開始ができない場合があります。
- (3) 学内選考合格後、留学期間に応じ、以下いずれかの電子登録を外務省に対して行うこととなります。
 - セメスター型：在留届（海外に3ヶ月以上の期間滞在する場合）
 - 集中・ワークショップ型：たびレジ（海外に3ヶ月未満の期間滞在する場合）

4. 留学中の本学における学籍上の身分

セメスター型の場合、「留学」とする。その他の場合は、所属部局の定めによる。所属部局に確認すること。

〔本件担当〕 教育・学生支援部留学生課 海外留学係 電話：(92)7820 Email：sab_query@grp.tohoku.ac.jp
--